

有機農産物，有機飼料，有機畜産物及び有機加工食品の生産 行程についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は，日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“認証生産行程管理者等”という。）が行う有機農産物，有機飼料，有機畜産物及び有機加工食品の生産行程についての検査方法を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は，この検査方法に引用されることによって，その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。これらの引用規格は，その最新版を適用する。

JAS 1605 有機農産物

JAS 1606 有機加工食品

JAS 1607 有機飼料

JAS 1608 有機畜産物

有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者等の認証の技術的基準（平成 17 年 11 月 25 日農林水産省告示第 1830 号）

3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は，**JAS 1605**，**JAS 1606**，**JAS 1607** 及び **JAS 1608** による。

4 生産行程についての検査

4.1 有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）の生産行程についての検査

有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）の生産行程についての検査は，認証生産行程管理者等が同一の生産の方法によると認められる荷口（以下“生産荷口”という。）ごとに，次の **a)～c)** の確認によって行う。ただし，**c)** の確認を行うに当たっては，ほ場，栽培場又は採取場に，認証生産行程管理者等の責に帰さない事由によって使用禁止資材が混入した場合において，当該使用禁止資材の量が微量であると認められるとき又は植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）に基づく防除として使用禁止資材が使用されたときは，当該使用禁止資材が混入した日から 1 年を経過した日以後に収穫された生産荷口については，当該使用禁止資材を使用していないものとみなす。また，有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者等の認証の技術的基準の **4.1.2** の育苗を行う場所又はほ場に使用する種子若しくは苗等が栽培された場所に，認証生産行程管理者等の責に帰さない事由によって使用禁止資材が混入した場合において，当該使用禁止資材の量が微量であると認められるとき又は植物防疫法に基づく防除として使用禁止資材が使用されたときは，当該育苗を行う場所又はほ場に使用する種子若しくは苗等が栽培された場所において生産された種子又は苗等については，当該使用禁止資材を使用していないものとみなす。

a) 次の事項について，当該生産荷口の生産行程の管理記録が作成され，かつ，適正に保管されていることの確認

1) ほ場，栽培場又は採取場の所在地

- 2) 生産する作物の種類
 - 3) 栽培面積
 - 4) 作業日及び作業内容
 - 5) 使用した種子、苗等又は種菌の名称及び使用量若しくは購入量
 - 6) 使用した農薬等資材の名称及び使用量
 - 7) 使用した機械及び器具の名称及び管理方法
 - 8) 収穫、受入れ、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理方法
- b) 当該生産行程の管理記録が当該生産荷口に係るものであることの確認
- c) 当該生産荷口に係る生産の方法が **JAS 1605** の**箇条 5** に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録による確認

4.2 有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）及び有機加工食品の生産行程についての検査

有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）及び有機加工食品の生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が生産荷口ごとに、次の **a)~d)** の確認によって行う。

- a) 次の事項について、当該生産荷口の生産行程の管理記録が作成され、かつ、適正に保管されていることの確認
- 1) 生産施設の配置
 - 2) 生産する飼料又は加工食品の種類、製造日、製造内容、原材料及びその使用割合
 - 3) 使用した食品添加物、飼料添加物、薬剤等の名称及び使用量
 - 4) 使用した機械及び器具の名称及び管理方法
 - 5) 製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理方法
- b) 有機飼料用農林産物を自ら生産する場合にあっては、当該有機飼料用農林産物の生産荷口に係る **4.1 a)** の生産行程の管理記録が作成され、かつ、適正に保管されていることの確認
- c) 当該生産行程の管理記録が当該生産荷口に係るものであることの確認
- d) 当該生産荷口に係る生産の方法が **JAS 1607** の**箇条 5** 又は **JAS 1606** の**箇条 5** に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録による確認

4.3 有機畜産物の生産行程についての検査

有機畜産物の生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が生産荷口ごとに、次の **a)~c)** の確認によって行う。

- a) 次の事項について、当該生産荷口の生産行程の管理記録が作成され、かつ、適正に保管されていることの確認
- 1) 飼育場の所在地及び面積
 - 2) 使用した農薬等資材の名称及び使用量
 - 3) 使用した機械及び器具の名称及び管理方法
 - 4) 家畜又は家さんの由来
 - 5) 個体又は群別の飼養履歴（有機飼養を開始した年月日、給与した飼料の内容及び量、野外の飼育場への出入り状況、去勢等の外科的処置の実施内容及び方法並びに使用した動物用医薬品の種類及び使用年月日）
 - 6) 排せつ物の管理方法
 - 7) 家畜又は家さんの輸送方法
 - 8) 搾乳又は採卵の方法
 - 9) と殺、解体、受入れ、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理方法
- b) 当該生産行程の管理記録が当該生産荷口に係るものであることの確認
- c) 当該生産荷口に係る生産の方法が **JAS 1608** の**箇条 5** に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録による確認

制定等の履歴

制 定 令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第 28号

最終改正 令和6年7月1日財務省・農林水産省告示第 23号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和6年7月1日財務省・農林水産省告示第 23号
令和6年7月31日から施行する。